

令和6年度税制改正大綱

令和5年12月14日に令和6年度の与党税制改正大綱（税制改正案）が決定されました。今回の税制改正では「減税」が前面に打ち出されており、所得税・住民税の減税に加え、賃上げや国内投資によりデフレからの脱却を目指した内容となっています。

【主な改正項目：所得税】

改正項目	税目	内容
定率減税	所得税 住民税	<input type="checkbox"/> 所得税；本人 3万円 配偶者・扶養親族 3万円/人 <input type="checkbox"/> 住民税；本人 1万円 配偶者・扶養親族 1万円/人 ・夫婦+子供2人の場合、所得税12万円、住民税4万円 ・給与所得者は令和6年6月支給分より ・年収2,000万円（所得1,805万円）超は対象外
扶養控除の見直し	所得税 住民税	<input type="checkbox"/> 高校生の扶養控除縮小 ・令和6年10月から児童手当について高校生年代まで支給延長に伴い、扶養控除額を減額 所得税 38万円 ⇒ 25万円 住民税 33万円 ⇒ 12万円 ※所得に関わらず全ての世帯で手取額は増加 ※所得税令和8年分以降分より適用見込
ひとり親控除の拡充	所得税 住民税	<input type="checkbox"/> 適用対象 改正前所得金額 500万円以下 ⇒ 1,000万円以下 控除額 所得税 35万円 ⇒ 38万円 住民税 30万円 ⇒ 33万円 ※所得税令和8年分以降分より適用見込
子育て世帯の生命保険料控除の拡充	所得税 住民税	<input type="checkbox"/> 23歳未満の扶養親族がいる場合、新生命保険料控除限度額が拡充 現行 4万円 ⇒ 6万円 ※ただし一般、介護、個人年金の合計適用額12万円は変わらず
住宅ローン減税の継続と拡充	所得税 住民税	<input type="checkbox"/> 令和6年から借入限度額引き下げとなるが、子育て世帯については現行借入限度額を維持 ・新築認定住宅 4,500万円 ⇒ 5,000万円 ・ZEH水準省エネ住宅 3,500万円 ⇒ 4,500万円 ・省エネ基準適合住宅 3,000万円 ⇒ 4,000万円

歯科会計®

令和6年度税制改正（法人税）

【主な改正項目：法人税】

改正項目	税目	内容
賃上げ促進税制 (中小企業)	法人税	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 現行の税額控除率は変わらず 給与増加割合 1.5%以上 15% 2.5%以上 15%加算<input type="checkbox"/> 変更前 教育訓練費増加割合 10%以上で 10%加算 変更後 教育訓練費増加割合 5%以上かつ雇用者給与支給額の 0.05%以上で 10%加算<input type="checkbox"/> 変更後 厚生労働省が実施する、くるみん認定（子育てサポート）、えるぼし認定（女性の活躍推進）を受けることで 5%加算<input type="checkbox"/> 以上により最大で 45%の税額控除<input type="checkbox"/> 変更前は税額控除の繰越が出来なかったため、赤字法人は賃上げしても税額控除を受けることができなかったが、改正後は5年間の繰越が可能になる。（繰越控除適用年度において、給与支給額が前年を上回っている必要あり）
交際費の損金不算入 制度の延長・拡充	法人税	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 適用期限 3年間延長（令和9年3月31日開始事業年度）<input type="checkbox"/> 交際費から除かれる飲食費 現行 <u>1人 5,000円以下</u> ⇒ <u>1人 10,000円以下</u><input type="checkbox"/> 持分あり医療法人、基金型で純資産 1億6,666万円以下の医療法人は年間 800万円まで損金算入できるため実質影響なし<input type="checkbox"/> 基金型で純資産 1億6,666万円超の医療法人は交際費について飲食代の 50%損金算入の制限があるため影響あり ⇒1人 10,000以下の飲食費は区分しておくことで損金算入額が増える

新年あけましておめでとうございます
一致団結！ 2024 橋本会計
本年もよろしくお願い申し上げます

資産承継

令和6年度税制改正（相続・贈与税）

2024年度（令和6年度）の税制改正大綱の中で、相続税・贈与税関係について以下まとめます。

	内容	適用開始時期・期限
住宅取得等資金の非課税贈与制度の期限延長	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を3年延長。 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限も同じく3年延長。 <非課税限度額> 省エネ等住宅の取得の場合：1000万円 それ以外の住宅の場合：500万円	令和6年1月1日から令和8年12月31日まで
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の期限延長	特例承継計画の提出期限を2年延長。	令和8年3月31日まで
個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の期限延長	個人事業承継計画の提出期限を2年延長。	令和8年3月31日まで

<令和6年1月1日から適用開始の制度>

相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間を3年から7年に延長	死亡前3年以内の贈与は少額でも全ての贈与財産を相続財産に加算。 4年～7年前部分は合計100万円を超える贈与財産を加算。 <加算金額> = 3年内贈与 + (4～7年内贈与合計 - 100万円)
相続時精算課税制度の利便性向上（基礎控除の導入）	2500万円を超えた部分の贈与は贈与税の申告と納付（税率20%）が必要であったが、課税価格から毎年110万円の控除ができるようになるとともに、年間110万円までの贈与については申告が不要に。 さらに、年間110万円までの贈与は相続時に相続財産に加算対象外となる。
居住用の区分所有マンションの評価の改正	居住用の区分所有マンションの相続税評価額の算定方法について改正。従来の方法に比べて評価額が基本的にアップする内容。 タワーマンションのみならず、3階建て以上の低層マンションも対象となっている。